伊藤眞『破産法・民事再生法（第４版）』補訂情報

本書刊行後に出された重要判例等を中心に，補訂情報を公開いたします。

■113 頁注 71 第２段落下から２行目を下線部のように変更する。

‥‥‥（改正民法 423Ⅰ①）→（改正民法 424 の 3Ⅰ①）

■以上，2020 年 9 月 28 日追加■

■130 頁注 104 末尾に以下を加える。

また，破産手続開始申立てをさせることを主たる目的として債権譲渡をすることは，訴訟信託の禁止（信託 10。伊藤･民訴法 195 頁）に抵触して不適法となる可能性がある。訴訟信託該当性を否定した裁判例として，東京高決平成 31・2・14 金商 1564 号 28 頁参照。

■167 頁注 207 第２行目に下線部を加える。

……否認の要件（破 160 など）の疎明が必要になる（法 161 条にもとづく否認に関し，否認の要件該当性が認められないとして，保全処分を取り消した大阪地決平成 29・11・29 判時 2396 号 23 頁がある）。疎明を定める民事保全法……

■199 頁注 1 第３段落末尾に下線部を加える。

……200 問 20 頁〔八木宏〕参照。これとは別に，受任通知が，債権者に対する関係で，個別的権利行使を自制させる効果を有することから，破産手続に参加する利益を保護するために，受任通知の相手方たる債権者を債権者一覧表（破 20Ⅱ。本書 139 頁）に記載することが求められ，正当な理由がないままにそこに記載されなかった債権者が，配当を受ける機会を逸した場合には，当該債権者に対して代理人弁護士が不法行為にもとづく損害賠償責任を負うとする金沢地判平成 30・9・13 判時 2399 号 64 頁がある。受任通知を受けた債権者が破産手続に参加する利益を重視したものと理解できる。

もっとも，消費者の場合と異なり，……

■522 頁注 132 末尾に以下の段落を加える。

なお，代理人弁護士による破産手続開始申立ての受任通知が支払停止行為にあたることを前提とし，その了知前後の事情から，債務負担時における破産債権者の悪意を否定した裁判例として大阪地判平成 30・11・15 金商 1557 号 52 頁がある。

■539 頁注 165 末尾に以下を加える。

これに対し，東京地判平成 30・11・12 金商 1558 号 40 頁は，生活保護費の不正受給にもとづく徴収金と生活保護費との相殺について，それが破産者の同意にもとづいて行われた場合であっても，否認は認められないとしている。徴収金の特質を重視したものと理解する。退職金債権と貸付金債権との相殺の合意が否認の対象とならないとした東京高判平成 30・7・18 金商 1566 号 33 頁も，類似のものであるが，相殺を前提として貸付けがなされたという事情があり，むしろ有害性の欠缺（本書 549 頁）または同時交換的取引の除外（本書 573 頁）の判断枠組に沿ったものと考えられる。

■548 頁注 178 第 2 段落上から 5 行目に下線部を加える。
……2042 号 91 頁，仙台高判平成 30・8・29LEX/DB インターネット TKC 法律情報データベース 25562494，東京高判平成 30・1・18 LEX/DB インターネット TKC 法律情報データベース 25549515 がある。ただし，……

■652 頁注 2 末尾に以下を加える。
また，金沢地判平成 30・9・13 判時 2399 号 64 頁は，管財人として一般的に要求される平均的な注意義務を尽くしてその職務を遂行すれば，その過程において容易に新たな債権者の存在が判明するような場合については，管財人は当該債権の有無および金額等について破産者（およびその代理人）に説明を求めるなど所要の調査を尽くした上で，当該債権者が他の債権者と同様に同破産手続に関与することができるよう配慮すべき注意義務を負うと解する余地があるとする一方で，それを超えて一般的に，未判明の債権者を探索するために積極的に資料等を精査する義務を負うものではないとしているが，妥当な判断である。

■657 頁注 20 第 2 段落末尾に以下を加える。
しかし，東京高決平成 30・2・26 金法 2102 号 76 頁は，即時抗告による不服申立てを否定する。破産手続における裁判の早期確定の必要から不服申立方法を即時抗告に限るとともに不服申立てができる裁判を個別的に規定することとした破産法 9 条前段の趣旨を考慮すれば，否定説が妥当であろう。

■672 頁注 57 末尾に以下の段落を加える。
なお，ここでいう確定判決と同一の効力や既判力は，131 条 1 項および 2 項の場合と同様に，破産債権者の全員に対するものであり，それ以外の第三者を拘束するわけではない。名古屋地判平成 28・7・27 交通民事裁判例集 49 巻 4 号 952 頁。

■742 頁注 221 末尾に以下の段落を加える。
なお，破産債権者の代理人弁護士に対する通知を有効とした裁判例として，東京地判平成 29・11・17 金法 2094 号 87 頁があり，妥当な判断である。

■807 頁注 14 第 1 行目に下線部を加える。

……780 頁，東京地判平成 30・7・20 LEX/DB インターネット TKC 法律情報データベース 25561009，東京地判平成 30・3・16 裁判所ウェブサイト参照。郵便物の……

■812 頁注 28 冒頭に下線部を加える。

破産管財人に対する虚偽の説明に関する具体例として，東京地判平成 30・3・16 裁判所ウェブサイト，東京地判平成 30・7・20 LEX/DB インターネット TKC 法律情報データベース 25561009 がある。不利益供述の強要禁止……

■1104 頁注 111 末尾に以下の段落を加える。

また，東京高判平成 29・6・22 判時 2383 号 22 頁は，主たる債務者である再生債務者が再生計画の遂行として分割弁済をしたときは，保証債務全体について債務承認としての時効中断(民 147③。改正民法 152 条にいう時効の更新)の効力が生じるとしている。民法 457 条 1 項の解釈として，法 177 条 2 項の趣旨である再生債権者の保証人に対する権利保護を重視したものと理解できる。

■1206 頁注 3 末尾に以下の段落を加える。

なお，債権者を害する目的を肯定した最近の裁判例として，東京地判平成 29・3・15 裁判所ウェブサイトがある。

■以上，2019 年 7 月 25 日追加■

■6 頁注 10 の末尾に以下を加える。

なお，関連する裁判例として，過払金債権が破産債権として確定したこと（本書 671 頁参照）を前提として，破産会社が行った法人税の確定申告について，国税通則法 23 条 2 項 1 号所定の後発的事由が生じたとして破産管財人が更正の請求(国税通則法 23 I ①)を行い，それを否定した税務署長の通知処分を違法として取り消した大阪高判平成 30・10・19 判タ 1458 号 124 頁(上告受理申立中)がある。川田剛「租税判例研究」ジュリ 1532 号 111 頁(2019 年）参照。

■344 頁注 187 の末尾に以下を加える。

類似のものとして，破産会社が行った法人税の確定申告について破産管財人による更正の請求（国税通則法 23 I ①）が認められるかどうかという問題がある（大阪高判平成 30・10・19 判タ 1458 号 124 頁（上告受理申立中)）。本書 6 頁注 10 補訂情報参照。

■392 頁本文の末尾に以下を加える。

また，商品の供給や役務の提供は契約の相手方に対してなされるのが通常であるが，第三者に対する供給や提供が義務づけられている場合であっても，規定の趣旨を考慮すれば，法55 条の適用を排除すべき理由はない。

■以上，2019 年 5 月 9 日追加■

■309 頁注 106 の末尾に以下を加える。

そして，大阪地判平成 31・1・17(未公刊)は，超過配当が一般破産債権に対する配当としてなされたものである以上，債権者が超過部分を劣後的破産債権部分（破産手続開始後の遅延損害金部分）に充当して保持することは許されず，一般破産債権部分を行使しうる地位をえた物上保証人に対する不当利得が成立すると判示した。上記最決平成 29・9・12 を前提としながら，一般破産債権と劣後的破産債権を区別する破産法秩序を尊重し，現存額主義の適用が債権者に不当な利得を生じさせる結果となることを是正するものである。

■485 頁注 65 末尾に以下を加える。

なお，同判決の上告審判決たる最判平成 30・12・7 金法 2105 号 6 頁も，集合動産譲渡担保に対する留保所有権の優先性を認めているが，判決理由中では，留保所有権が売買代金の支払いを確保するための手段であることが説示されている。

■555 頁注 198 末尾に以下を加える。

事業譲渡の無償否認を認め，かつ，事業が取引関係と不可分に結合しているので，事業自体を返還することが不可能または困難であることを理由として価額償還請求を認めた裁判例として，大阪地判平成 30・5・21 金商 1560 号 27 頁とその控訴審判決たる大阪高判平成 30 年 12 月 20 日金商 1560 号 8 頁がある。このような判断枠組は，会社分割の否認にも適用できよう。

■573 頁注 239 末尾を以下にかえる。

……81 頁があり，救済融資性を否定して弁済に対する偏頗行為否認を認めた例として，大阪高判平成 30 年 12 月 20 日金商 1560 号 8 頁がある。

■577 頁注 247 上から 4 行目　「大コンメンタール 656 頁〔山本和彦〕。」以下に次の一文を加える。

また，大阪高判平成 30 年 12 月 20 日金商 1560 号 8 頁（573 頁注 239 補訂情報）では，「本来の弁済期まで待てば，支払不能に陥ることが確実であるという状態」という基準を用いているが，両者の間に実質的な差異は生じないと思われる。

■578 頁注 249　第一段落下から５行目「……の対象となりうる。（　」以下に，次の一文を加える。

大阪高判平成 30・12・20 金商 1560 号 8 頁〔573 頁注 239 および 575 頁注 247 補訂情報〕

■635 頁注 365 末尾に以下を加える。

事業譲渡の無償否認にもとづく価額償還を認めた大阪地判平成 30･5・金商 1560 号 27 頁（555 頁注 198 補訂情報）が，事業譲受人の不適切な行為による事業価値減少やその経営努力による事業価値増加といった特殊事情がない状況下で，行為時の評価額を基礎として行使時における評価額と償還額とを定めているのも，このような考え方に沿ったものと評価できる。

■以上，2019 年 4 月 10 日追加■